

### 資料 13-3 町田市立学校の新たな通学区域（案）における 通学時間の負担軽減の可否 検討表（堺地区）

※学校候補地からの直線距離で 1km（中学校は 1.5km）超

- 1 町田市立学校の新たな通学区域案における通学時間の負担軽減の可否 検討表について
- 2 町田市立学校の新たな通学区域案における通学時間の負担軽減の可否 検討表（堺地区）  
※学校候補地から直線距離で 1km（中学校は 1.5km）超

#### 町田市立学校の新たな通学区域案における通学時間の負担軽減の可否 検討表について

本資料は、「児童・生徒の通学のしやすさ」の評価項目を検討するにあたって、各通学区域の統合検討対象校における学校候補地から児童・生徒の居住地まで、直線距離で 1km（中学生の場合は 1.5km）超から 2km 以内の児童・生徒について、その通学の負担軽減の可否について検討するための資料です。

資料の見方は以下のとおりです。

#### ■資料の見方

- ①候補地の順番は、通学区域統合検討対象校ごとに「建物敷地面積＋運動場面積」の大きい順番になっています。
- ②各項目の見方・内容については P1 参照

■ 通学時間の負担軽減の可否 検討表の見方

項目	小項目	内容		
校種	-	① - 学校の種類（小学校または中学校）		
通番	-	② - 通学区域検討対象となっている通学区域別の番号		
学校名（候補地）	-	③ - 学校名または学校以外の候補地		
グループ	-	④ - 学校候補地まで1 km（中学校の場合は1.5 km）を超える位置に居住している児童・生徒のうち、おおむね同じバス路線を利用して通学するグループ ※通学時間については、各グループにおける候補地からおおむね最も遠い距離に居住している児童・生徒の居住地から計算		
	対象者数	⑤ - グループのうち、学校候補地まで1（1.5） km超～2 kmの位置に居住している児童・生徒数 ※⑦及び⑭が「X」の場合のみ記載		
配慮の可否	-	⑥ - 1（1.5） kmを超えた位置に居住している児童・生徒がおおむね30分程度で通学するための配慮の可否 「O」…配慮可能 ※⑦・⑭・⑳がいずれかが「O」の場合 「X」…配慮困難 ※⑦・⑭・⑳すべてに「X」がある場合		
徒歩時間・距離	徒歩評価	⑦ - 候補地まで徒歩による通学の可否 「O」…通学可能 ※⑧・⑩いずれも「O」の場合 「X」…通学困難 ※⑧・⑩に「X」がある場合		
		⑧ 評価 候補地まで徒歩35分以内での通学の可否 「O」…⑨が「35以下」の場合 「X」…⑨が「35を超える」場合		
	往路	⑨ 時間 児童・生徒の徒歩による通学時間 ※小学生は分速約67m、中学生は分速約84mで計算。以下徒歩による計算は同様		
		⑩ 距離 児童・生徒の徒歩による通学距離		
		⑪ 評価 ⑧と同じ		
	復路	⑫ 時間 居住地までの徒歩による通学時間		
		⑬ 距離 居住地までの徒歩による通学距離		
	公共交通機関利用	利用評価	⑭ - 候補地まで公共交通機関による通学の可否 「O」…通学可能 ※⑮・㉕いずれも「O」の場合 「X」…通学困難 ※⑮・㉕に「X」がある場合	
		乗降位置	⑮ 乗車位置 公共交通機関を利用して通学する場合に、乗車するバス停又は駅名	
			⑯ 降車位置 公共交通機関を利用して通学する場合に、下車するバス停又は駅名	
		往路	⑰ 評価 候補地まで公共交通機関を利用した通学の可否 「O」…通学可能 ※⑰・㉓いずれも「O」の場合 「X」…通学困難 ※⑰・㉓に「X」がある場合	
			利用時の通学時間	⑱ 評価 候補地まで公共交通機関を利用して35分以内での通学の可否 「O」…⑲が「35以下」の場合 「X」…⑲が「35を超える」場合
				⑲ 総時間 $⑲ = ⑳ + ㉑ + ㉒$
⑳ 家-乗車位置 児童・生徒の居住地から⑮乗車位置までの徒歩の時間				
㉑ 乗車時間 公共交通機関の乗車時間（⑮～⑯の間）				
㉒ 降車位置-候補地 ⑯降車位置から候補地までの徒歩の時間				
本数（7：00台）		⑳ 評価 候補地までバスを利用する場合の乗車の可否 「O」…乗車可能 ※㉕が26人未満		
		㉑ 本数 8：00までに候補地までに到着可能なバスの本数 ※8：00から「㉑+㉒」の時間を差し引いた時刻まで運行している「⑮～⑯までの間の7時台の本数」		
		㉕ 想定バス利用人数 $㉕ = ⑮ / ㉑$		
復路		㉖ 評価 家まで公共交通機関を利用した帰宅の可否 「O」…帰宅可能 ※㉖・㉓いずれも「O」の場合 「X」…帰宅困難 ※㉖・㉓に「X」がある場合		
		利用時の帰宅時間	㉗ 評価 家まで公共交通機関を利用して35分以内での帰宅の可否 「O」…㉗が「35以下」の場合 「X」…㉗が「35を超える」場合	
			㉘ 総時間 $㉘ = ㉙ + ㉚$	
			㉙ 徒歩 総時間のうち、徒歩の時間	
		㉚ バス等 総時間のうち、公共交通機関の乗車時間（⑮～⑯の間）		
		本数（13時～18時台）	㉓ 評価 候補地からバスを利用して帰宅する場合の乗車の可否 「O」…13：00～18：00において、各時間帯で1本以上運行 「X」…13：00～18：00において、1本も運行していない時間帯がある	
㉔ 本数 13：00～18：00において、各時間帯のうち最も少ない本数を記載 ※一本も運行していない場合は運行していない時間帯を記載「O時台」				
スクールバス利用	利用評価	⑳ - スクールバスによる通学の配慮の可否 ※㉑・㉒のいずれも「X」の場合に検討 「O」…配慮可能 ※㉑が「150人」以下の場合 「X」…配慮困難 ※㉑が「150人」を超える場合		
	-	㉑ 利用人数 徒歩及び公共交通機関を利用して通学が困難な児童・生徒数 ※⑲または⑳が35分を超える場合…「㉑=⑲」 ※⑲及び㉑が35分以内かつ㉑が26人以上の場合…「㉑=⑲-（㉑×25）」		

町田市立学校の新たな通学区域案における通学時間の負担軽減の可否 検討表（1km超～2km以内：堺地区） ※中学校は1.5km超～2km以内

資料13-3

校種	通番	学校名 (候補地) ※1	グループ	徒歩・公共交通機関による通学困難者	配慮の可否	各グループにおける最長距離に居住している児童・生徒の通学時間の負担軽減の可否 検討表																											
						徒歩時間・距離						公共交通機関利用																スクールバス利用					
						徒歩評価	往路			復路			利用評価	乗降位置		往路						復路						利用評価	利用人数 ※路線バスで通えない人数				
							評価	時間	km	評価	時間	km		乗車位置	降車位置	利用時の通学時間			本数 (7:00台)			利用時の帰宅時間			本数 (13時-18時台)								
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲			
例(1)			A	25	○	○	○	35	2	○	35	2	○	○○	○○	○	○	35	14	11	10	○	1	25	○	○	35	27	9	○	1		
例(2)			B	52	○	×	×	36	3	×	36	3	×	○○	○○	×	○	35	13	10	13	×	2	26	○	○	35	26	10	○	1	○	2
例(3)			C	201	×	×	×	36	3	×	36	3	×	○○	○○	×	○	35	13	10	13	×	2	101	○	○	35	26	10	○	1	×	151
小学校	(1)	大戸	A		○	×	×	38	2.5	×	40	2.5	○	大戸橋	円林寺前	○	○	25	18	2	5	○	1	-	○	○	33	24	9	○	1		
		相原	C		○	○	○	24	1.6	○	25	1.6	×	東京家政学院	相原小学校前	○	○	8	2	4	2	○	1	-	×	○	9	4	5	×	7,18時台		
中学校	(2)	武蔵岡	A		○	○	○	24	1.9	○	26	1.9	○	再少年センター入口	円林寺前	○	○	11	3	4	4	○	1	-	○	○	18	8	10	○	1		